

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な考え方

本計画では、食育基本法の基本理念を踏まえ、6つの項目を柱として、それぞれの目標を達成するために必要な取組みを、行政、保育所・幼稚園・学校ごとに設定し、食育を推進していきます。また、町民一人ひとりが食育を実践できるよう、「家庭・地域でできること」を掲げています。

基本理念

- * 町民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指します。
- * 食に関する感謝の心を育てます。
- * 行政と地域が協働して食育を推進します。
- * 家庭、保育所、幼稚園、学校では子どもの食育を積極的に推進します。
- * 食に関する体験活動や、食育推進活動を実践します。
- * 伝統的な食文化の伝承、地産地消の推進や食料自給率向上を目指します。
- * 食の安全の確保や賢い消費者の育成を目指します。



① 食育の情報提供と周知

② 健全な生活習慣の定着と健康の増進

③ 地産地消の推進

④ 食文化の伝承

⑤ 環境にやさしい食生活の推進

⑥ 人材の育成

2 計画名称について

食育を推進していくためには、行政・保育所・幼稚園・学校・家庭・地域が共に協力しあって取り組むことが必要です。

それぞれの立場で食育という考え方を取り入れながら、生活の中で、食育に関心を持ち、食育活動に取り組み、一歩ずつ進んでいくために、本計画名称を「清水町食育推進計画～みんなで食育大行進～」とします。

